

五島市監査委員公表第11号

令和2年5月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年3月31日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和2年度例月財務監査結果報告（令和2年7月監査分）に係る措置について

令和2年7月31日付け、2五監第385号の例月財務監査の結果における、指摘事項1-（1）及び1-（2）について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

(1) 港湾施設使用料徴収事務委託について

港湾施設使用料徴収事務委託の契約締結伺いにおいて、随意契約を行った6業者の契約保証金について、免除の根拠条項及び理由を明らかにすることなく免除している。また、支出負担行為決議書に添付している当該契約書の写しに会計課職員が免除の根拠条項を直接手書きし、契約書の原本に加筆していない。

契約保証金に関しては、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第90条において、契約書には契約保証金に関する事項を記載しなければならないと規定されている。また、財務規則第93条第1項に「契約担任者は、契約を結ぶ者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、同項ただし書に契約保証金を減免できる場合が限定列挙されている。

したがって、契約書の作成に際しては、契約保証金に関する規定を設けなければならない、契約保証金を免除する場合には、契約締結伺いにその根拠条項及び理由を記載すべきであるから、契約保証金の免除について伺いを起案し、契約書の原本に加筆するとともに当該加筆した旨を記載して契約の両者が押印すべきである。

なお、契約保証金の免除条項については、財務規則第93条第1項第6号ではなく同項第8号を適用すべきである。

【講じた措置】

〔建設管理部管理課〕

契約締結時に契約保証金を免除する根拠条項及び理由を記載し決裁を受け、契約両者が保有する契約書原本に契約保証金の免除条項を加筆するとともに、当該加筆した旨を記載して契約両者が押印しました。

なお、契約保証金の免除条項については、財務規則第93条第1項第8号を適用しました。

(2) 市有財産貸付料について

市有土地建物貸付料について、市は、借受人A及び借受人Bと、平成30年4月1日に市有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払期限を同年5月1日としていたが、調定伝票の起票が遅れたため、同年4月24日付け納入通知書において納期限を同年5月31日に指定した。富江支所職員は、当該貸付料の納入が遅れていたことから同年7月上旬に電話による督促を行ったが、その日付等を記録していない。市は、貸付料が借受人A及び借受人Bからそれぞれ同年7月11日及び8月1日に納入されたことから、市有財産貸付契約書第6条第2項に基づき、延滞損害金を五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年五島市条例第80号）第4条の規定に準じて7.3%の割合で徴収している。

債権の督促については、絶対的な時効中断の効力があり、法的に重要な意味を持つので、その証拠をきちんと残しておく必要がある、地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）上は口頭でも差し支えないが、原則として書面をもって行わなければならないとされている。

したがって、財務規則第46条第1項は「収入命令権者は、納期限までに納入しない納入義務者に対し、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定するから、電話で督促するのではなく、督促状を発付すべきである。

【講じた措置】

〔富江支所〕

普通財産貸付料の未納の督促について、財務規則第46条第1項の規定を遵守し、期限内に督促状を発するよう事務の確認を行い、併せて納付状況の確認を確実に実施するよう全職員に指導しました。